

愛知県 春日井市

# 企業版ふるさと納税

寄附を通じて、春日井市の取組を応援していただける企業の皆様を募集しています。

お気軽にお問い合わせください。



お問い合わせ先

産業部 経済振興課

Tel 0568-85-6335 E-mail [keizai@city.kasugai.lg.jp](mailto:keizai@city.kasugai.lg.jp)



## 寄附対象事業

### 1 産業振興

### 産業振興による地域活力を創造する事業

新たな企業の誘致や、事業拡大に対応した企業立地を推進するほか、創業への支援、競争力の強化、販路開拓、人材育成等を支援し、市内事業者の成長を促進するとともに、地域経済の発展や雇用の創出を図ります。

#### 主な取組

#### 企業誘致の推進



企業用地の整備や工場・物流施設の新増設、既設工場の取得等に対して支援します。

- ◆ 春日井インター北企業用地整備事業
- ◆ 工場・物流施設新増設助成事業

#### 事業者のチャレンジ支援



創業をはじめ、設備投資や研究開発、デジタル化などの取組に対して支援します。

- ◆ 創業助成事業
- ◆ 設備投資助成事業
- ◆ デジタル化助成事業

#### 人材確保・育成への支援



求職者とのマッチング機会の充実や担い手となる人材の確保・育成を支援します。

- ◆ 就業支援事業
- ◆ 研修助成事業

### 2 子育て支援

### 安全安心な子育て環境を創造する事業

全てのこどもが健やかに育つよう、ニーズに応じた保育サービスを充実させるとともに、豊かな人間性を育むための教育や安心して過ごすことのできる場を提供するなど、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

#### 主な取組

#### 保育環境の整備



こどもの安全で快適な保育環境を整備するほか、私立幼稚園等における幼児教育の充実を図ります。

- ◆ 保育園整備
- ◆ 私立幼稚園等への支援

#### 教育環境の整備



児童生徒の快適な学習環境を整えるほか、不登校の未然防止と早期発見に取り組みます。

- ◆ 校舎等リニューアル事業
- ◆ 不登校対策事業

#### こどもの安全安心の確保



放課後に安心して過ごせる場を提供するほか、地域のボランティア等による登下校の見守り等の活動を推進します。

- ◆ こどもの居場所確保事業
- ◆ 地域の見守り活動事業

交通利便性や良好な住環境、豊かな自然環境など、まちの強みを磨き上げるとともに、健康やいきがづくりの推進など、誰もが健康で元気にいきがいを持ち、安心して暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

## 主な取組

### 高蔵寺ニュータウンの創生



計画的に整備された都市基盤や豊かな自然環境を活かし、新たな魅力とにぎわいを創出します。

- ◆ JR高蔵寺駅北口駅前広場整備
- ◆ 高森山公園改修

### 鉄道駅周辺の整備



鉄道駅周辺の整備を進め、交通環境の向上や、駅周辺のにぎわい創出を図ります。

- ◆ JR春日井駅周辺整備
- ◆ 名鉄春日井駅周辺整備

### 脱炭素社会の推進



省エネ型の機器や再生可能エネルギーの導入と活用を促進し、低炭素なまちづくりと省エネルギー活動を推進します。

- ◆ 環境啓発事業
- ◆ 地球温暖化対策機器設置補助

### 健康社会の推進



誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らし続けられるよう、健康社会を推進するとともに、介護予防、医療、生活支援等のサービスを包括的に提供します。

- ◆ 健康づくり支援
- ◆ 福祉応援券の支給

### 生涯学習・文化スポーツの推進



誰もがいきがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、あらゆる世代に向けた生涯学習の場や気軽に文化スポーツ活動が楽しめる環境づくりを推進します。

- ◆ 障がい者の生涯学習支援事業
- ◆ 読書啓発事業
- ◆ レクスボ普及・振興事業

### 市民活動への支援



ボランティアやNPO、町内会等市民が自主的・自発的に行う公益活動を支援するとともに、市民活動に関する相談、情報の発信等を行います。

- ◆ 市民活動を担う人材の発掘・育成事業
- ◆ 区・町内会等活動支援事業

この他にも、春日井市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた全ての事業が対象となります。まずはお気軽にご相談ください。

## 企業版ふるさと納税とは

本社が春日井市外にある企業（法人）様が春日井市の地方創生推進事業へご寄附された場合に、法人関係税が最大で寄附額の約9割軽減される制度です。



- ① 法人住民税  
寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ② 法人税  
法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除  
ただし、寄附額の1割を限度（法人税額の5%が上限）
- ③ 法人事業税  
寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

※ 税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

### 留意事項

- ◆ 本社（地方税法における主たる事務所又は事業所）が春日井市外にある企業（法人）様が対象です。また、1回あたり10万円以上の寄附が対象です。
- ◆ 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ◆ 税額控除は、寄附を行った日が属する企業の事業年度に適用されます。

## 寄附手続きの流れ



※ 本市から納入通知書を送付します。  
指定の金融機関にて、納付してください。

※ 本市から受領書を発行します。

## ご寄附いただいた企業様には…

感謝の気持ちとして、寄附額に応じたベネフィットを設定しています。

※実施にあたっては、ご意向を確認させていただきます。

10万円～	◆ 市HPに企業名・企業HPを掲載
50万円～	◆ 感謝状の贈呈（郵送）
100万円～	◆ 市役所での感謝状贈呈式（合同実施・年2回） ◆ 贈呈式の報道機関への周知 ◆ 市HPに企業名・企業HPに加え、企業ロゴ・企業の事業概要を掲載
500万円～	◆ 市役所での感謝状贈呈式又は市長との意見交換（個別実施・随時）
1000万円～	◆ 紺綬褒章に推薦
その他	寄附事業によっては特別なベネフィットを設定している場合があります。 詳しくは、市HPでご確認いただくか、電話でお問い合わせください。